福井県地域クラブ活動指導者人材バンク運用要項

1　趣旨

この要項は、福井県地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱に基づき、地域クラブ活動指導者の円滑な活用に向けた必要事項を定めるものとする。

2　登録指導者

地域クラブ活動指導者として福井県地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録する者（以下「登録指導者」という。）は、「5　登録できる者の範囲」に定める要件を満たす者のうち、文化芸術活動については福井県教育庁義務教育課、スポーツ活動については福井県教育庁保健体育課（以下「県」という。）が適任と認めた者とする。

3　登録指導者の活用

人材バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。

（1）　登録指導者の活用について、インターネット等により周知を図る。
（2）　登録指導者が積極的に活用されるよう市町へ働きかける。

4　登録指導者と登録種目

（1）　登録を希望する者は、その指導可能な範囲に応じて、次のA、Bから選択して登録することができる。

A　大会やコンクール出場も視野に入れた専門的な指導ができる
B　活動を楽しみながら、基本的な指導ができる

（2）　登録する種目は次のうちから選択する。（複数登録可）

文化芸術活動　吹奏楽、合唱、美術、書道、茶道、華道、箏、日本舞踊、科学、情報・パソコン、その他文化芸術活動

スポーツ活動　陸上競技、水泳、体操、新体操、相撲、柔道、剣道、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ハンドボール、バドミントン、スキー、ホッケー、その他スポーツ活動

5　登録できる者の範囲

指導者として人材バンクに登録することができる者は、文化芸術活動またはスポーツ活動について知識、技能および経験を有する者で、登録する年度の4月1日現在で18歳以上の者（ただし、

高等学校または高等専門学校第１学年から第３学年に在学する者を除く。)、かつ、地域社会に積極的に参加する意欲のある者とする。

次に掲げるものは、登録をすることができない。

○　政治的もしくは宗教的な目的のため、または営利を目的とする宣伝のため、人材バンクに登録しようとするもの。

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団の構成員または暴力団と関係のあるもの。

○　過去に犯罪歴がある、あるいは、暴言、体罰、ハラスメント等不適格行為について処分を受けたことがあるもの。

○　その他人材バンクの目的に合わないもの。

6　登録の申込みおよび更新

人材バンクの登録期間や方法等については、以下のとおりとする。

（1）　人材バンクの登録期間は、登録日の属する年度を初年度として４年とし、その期間は最終年度の３月 31 日をもって終了するものとする。

（年度は、「4 月 1 日」から「翌年 3 月 31 日」までの 1 年間とする。）

例　登録日：令和８年度　2026/8/10　登録満了日：令和 11 年度　2030/3/31

（2）　人材バンクに登録を希望する者は、人材バンク申込フォームにて申込まなければならない。

（3）　県は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容を審査し、登録または却下の決定を行い、当該申込者に通知するものとする。

（4）　登録の更新は、登録期間満了日前１か月以内に限り行うものとし、更新を希望する者は、当該期間内に申請を行わなければならない。(様式１)

（5）　更新の申請がなされなかった場合は、登録期間の満了をもって登録は失効するものとする。

7　登録の変更

登録内容に変更がある場合、登録指導者は県に届け出なければならない。　(様式２)

8　登録の取消し

県は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

（1）　登録指導者が登録の取消しを申し出たとき。

（2）　「５　登録できる者の範囲」に定めるところにより、不適当と認められたとき。

（3）　長期間（おおむね１年間）にわたり連絡が取れないとき。

（4）　その他県が不適当と認めたとき。

9　登録指導者情報の照会

登録指導者の情報は、市町が照会できることとする。

10　照会の手順

（1）　市町から県へ依頼する。（様式３）

（2）　県は、照会理由等を確認の上、登録指導者に対して意思確認を行う。

（3）　県は、登録指導者から承諾を得た範囲で依頼者に回答する。（様式４・５）

（4）　市町は、情報提供を受けた登録指導者と事前に指導内容等について面接および打合せを行う。

（5）　市町は、打合せおよび面接結果を県へ報告（様式６）し、配置希望と配置条件が合致した際は、採用に向けた手続きを行う。

11　営利企業従事等許可・兼職兼業承認

現職の地方公務員が指導者として採用される場合で、地方公務員法第３８条または教育公務員特例法第１７条の規定による任命権者の許可または承認を要する場合には、指導者として業務に従事する前に、所定の手続きを経て任命権者の許可または承認を受けるものとする。

12　登録指導者の任務

（1）　登録指導者は、指導に従事するにあたり、事前に地域クラブや学校等の担当者等と十分な打合せを行い、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。

（2）　登録指導者は、自己の指導力と資質の向上のため、自己研鑽に努める。

（3）　登録指導者は、採用する市町が指定する研修に参加する。

13　個人情報の保護

人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 27 日福井県条例第 36 号）に定めるところによる。

附則

（施行期日）１　この要項は、令和８年１０月１日から施行する。

附則

（既登録者の取扱い）

令和８年４月１日以降「福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク」に登録されている者は、「福井県地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録された者とみなし、その登録を引き継ぐものとする。